



1 流域全体として捉えた水環境の保全

① 健全な水循環の保持

【現状】

- 石川県の年平均降水量は全国のトップレベルにあり、水資源賦存量も高い水準にあります。森林などに蓄えられた豊かな水は、徐々に河川に流出し、また、地下水をかん養し、飲料水の貴重な供給源ともなっています。(図13、14 参照)

*県民1人当たりの水資源賦存量 5,459m³/人・年

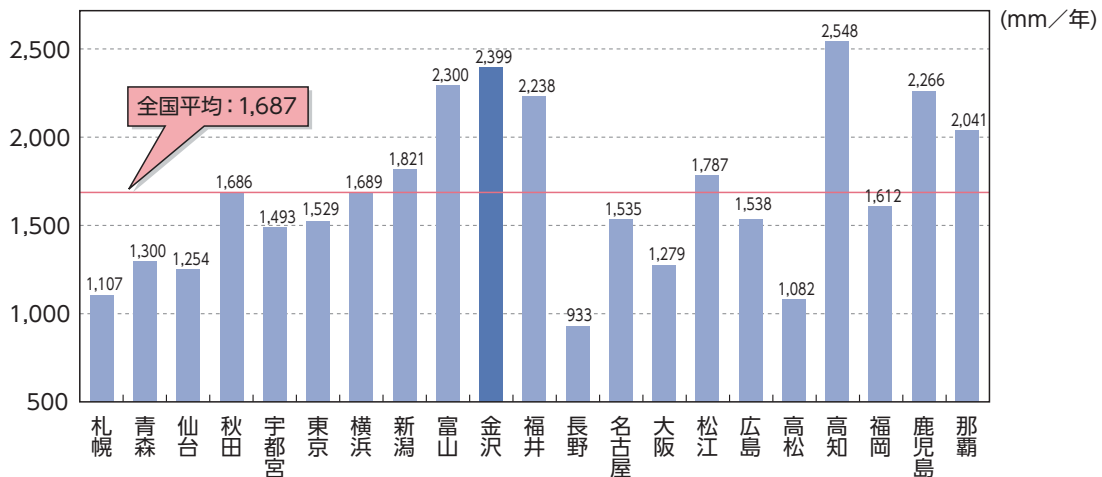


図13 全国主要都市の降水量 (～H22、平均値)

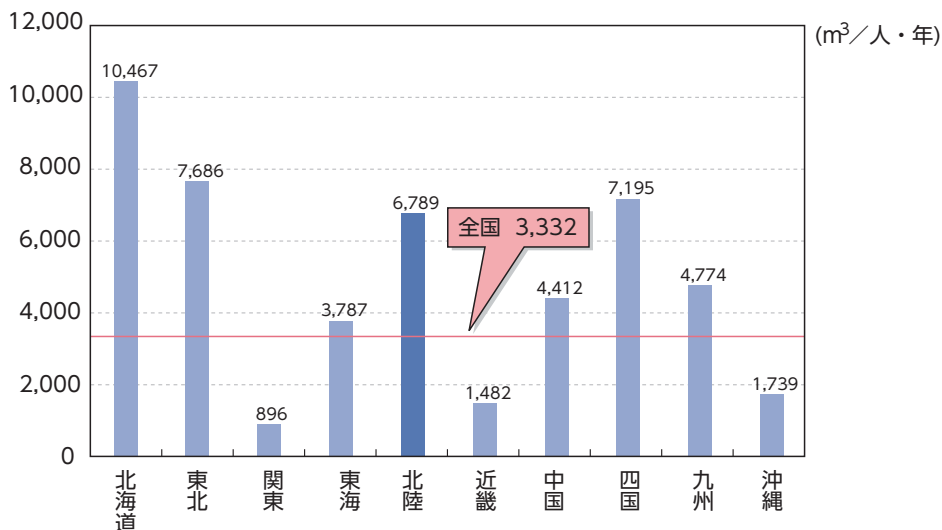


図14 地域別の1人当たり水資源賦存量



- 流域ごとの健全な水循環という視点で見ると、農山村地域においては、過疎化と高齢化などによって森林の手入れ不足と農地の耕作放棄が進行し、水源かん養機能の低下が懸念されています。

*平成30年度 間伐等実施面積	7,021ha
*平成30年度末 保安林面積	84,936ha
*平成30年度 日本型直接支払制度 ²² 取組面積	
多面的機能支払 ²³	26,113ha
中山間地域等直接支払 ²⁴	5,141ha
環境保全型農業直接支払 ²⁵	1,326ha

- 上水道や農業用水などの水源として利用されている河川や発電ダムの直下においては、夏場の渇水期には度々河川水が枯渇し、無水・減水区間の発生などが見られます。
- 地下水水位は安定していますが、一部の地域で地盤沈下が見られます。
- 水道については、水道普及率は全国平均をやや上回っており、耐震適合率は全国平均並みとなっています。

*平成29年度末水道普及率	98.8% (全国平均 98.0%)
*平成30年度末耐震適合率 (基幹管路)	39.3% (全国平均 40.3%)

【課題】

- 森林保全や中山間地域での農地の保全に取り組み、水源かん養機能の維持を図る必要があります。
- 河川の無水、減水区間の解消に向けて適切な流水量が維持される必要があります。
- 地下水については、引き続き採取量を把握し、合理的な使用を図る必要があります。
- 雨雪水や再生水の有効利用を促進する必要があります。
- 飲料水の安定確保に向け、災害に強い水道づくりを進める必要があります。

22 農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対して支援を行う制度であり、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つの直接支払の総称

23 農業の多面的機能の発揮のための地域活動に対する支援制度

24 中山間地域の中でも、急傾斜など条件が不利な農地で営農する農業者に対し、平坦地との生産条件の格差を補正するための支援制度

25 有機農業のほか、化学肥料・農薬の5割低減に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する支援制度

【目指すべき環境の姿】

- 河川水及び地下水等水資源が十分に確保され、飲料用水も含め健全な水循環が保持されています。

【取組の方向性】

- 水源のかん養機能の維持・向上
 - ・ 森林整備保全事業を推進します。
 - ・ 水源かん養を含む多面的機能の維持・発揮のため日本型直接支払制度による地域活動や営農活動への支援を行います。
- 河川の水量の確保
 - ・ 河川総合開発事業を推進します。
 - ・ 国・発電事業者との協力による無水・減水区間の解消を促進します。
 - ・ 発電水利権の許可期間の要件緩和と更新時のガイドライン見直しについて国への提案を行います。
 - ・ 農業用水取水量の適正化に向けた指導を行います。
- 地下水の適正な使用
 - ・ 地下水位、地盤変動の状況を継続して監視します。
 - ・ 地下水の使用状況を把握し、工場・事業場に対する使用合理化の指導を行います。
 - ・ 消雪装置のきめ細かな運転操作による地下水の節減に努めます。
 - ・ 利用可能な河川水を消雪に活用し、地下水の使用の抑制に努めます。
- 水資源の循環的利用
 - ・ 県有施設における雨雪水利用を促進します。
 - ・ 下水処理水の再利用を推進します。
- 飲料水の安定確保
 - ・ 浄水場及び管路の耐震化や水道事業者間の連携強化等災害に強い水道づくりを促進します。

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
58	地下水位の維持	すべての観測地点で水位は横ばい、もしくは、上昇傾向で安定 (平成30年度)	現状の地下水位の維持
59	県水送水管耐震化事業工事進捗率	51% (平成 30 年度末)	90%



② 良好で安全な水質の保全

【現状】

- 県内の河川・湖沼・海域では、人の健康の保護に関する項目（カドミウム、鉛等27項目の有害物質）については環境基準を達成しています。
- 生活環境の保全に関する項目のうちBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）については、河川と海域では環境基準の達成率が高く、湖沼では徐々に改善しているものの、未達成となっています。（図15、16参照）

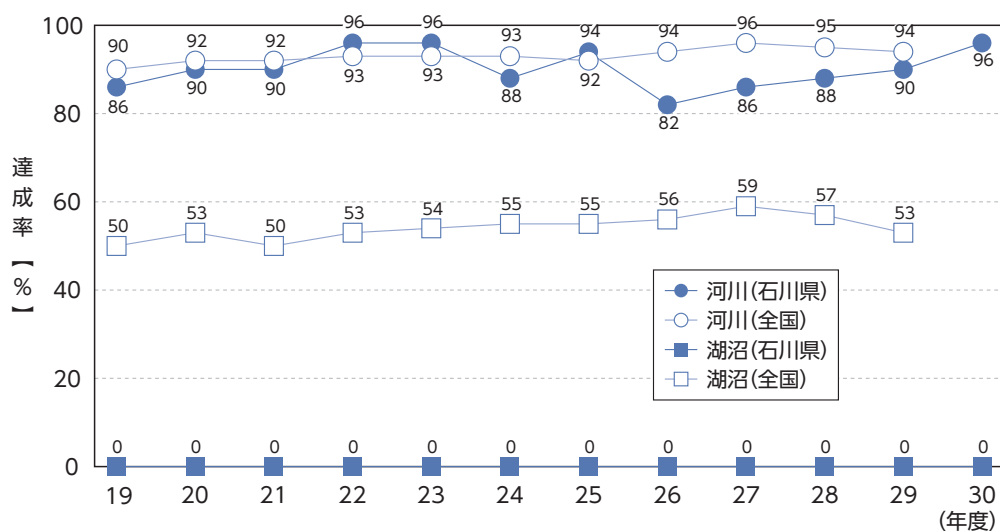


図15 河川・湖沼の環境基準(BOD又はCOD)達成率の推移

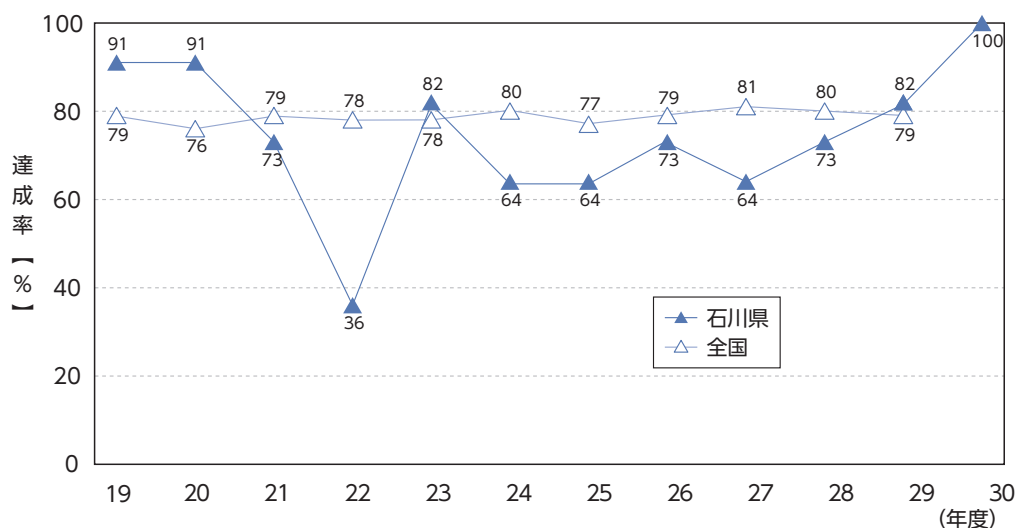


図16 海域の環境基準(COD)の達成率の推移

●各種排水処理対策の現状は以下のとおりです。

・生活排水処理対策

公共下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の普及率は平成30年度末で94.2%です。

・事業所からの排水対策

国の基準より厳しい上乗せ排水基準を設けて排水規制を行っています。

・自然系からの流出水対策

農地や山林等からの流出水による汚濁物質は、特に閉鎖性水域に流入した場合に影響がありますが、有効な対策が講じにくい中、減化学肥料、減化学農薬による環境保全型農業が対策の一つとされています。

●地下水については、県下全域で水質調査を実施しています。

●水道水については、各水道事業者等による適正な水質管理がなされています。

【課題】

●生活排水処理対策については、未整備地域の効率的な整備を促進する必要があります。

●閉鎖性水域については、水質改善のための取組を積み重ねていく必要があります。

●農業生産活動による水質汚濁への負荷低減を図る必要があります。

●飲料水の安全確保を図っていく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

●河川、湖沼、海域の水や地下水が、きれいで安全な状態が維持されるとともに、飲用井戸や水道水については、安全に安心して飲用できる状態が維持されています。

【取組の方向性】

●公共用水域等の水質の保全

・公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水の水質の監視を計画的に実施します。

・排水基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。

・水生生物の保全に係る水質調査を継続して実施します。

・多自然川づくりを推進します。

・公共下水道、集落排水施設、浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率的かつ確実に整備を進めます。

・市町に対して、家庭排水等の下水道への接続を促します。

・閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究を推進します。

・環境保全型農業を推進します。

・木場潟において、植物による水質浄化を推進します。

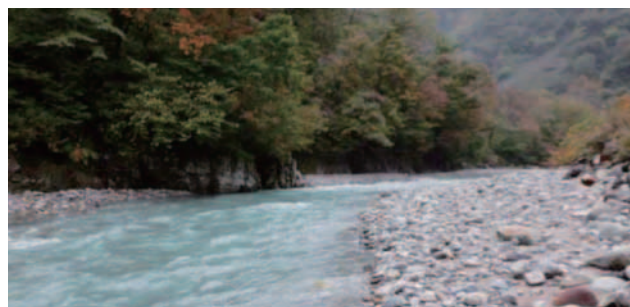
●飲料水の安全確保

・水道水源等の水質検査・適正管理の指導を行います。



【行動目標】

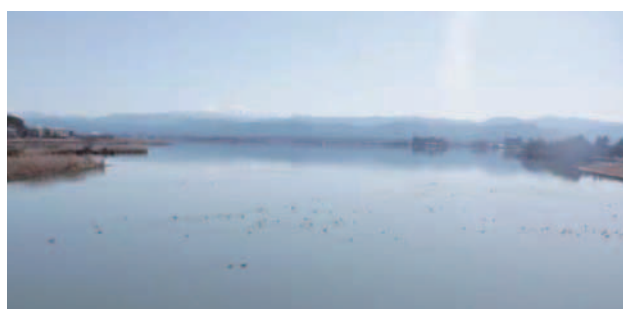
No	指標名	現 状	目標値
60	生活排水処理施設の普及率	94.2% (平成 30 年度末)	97.0%
61 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,211ha (令和 3 年度)	13,600ha
62	公共用水域の環境基準達成率	92% (平成 30 年度)	92%以上



尾添川 上流



手取川 上流



新堀川

③ 水辺環境の保全

【現状】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等の水辺環境は多様な生物等の生息・生育場所であるとともに、自然と人とのふれあいの場でもあります。
- 近年は水辺環境の再生が求められ、魚類や水生生物の生息環境や親水性、景観等に配慮した整備がなされるようになってきています。
- 一方で、依然としてごみの散乱などによって水辺環境を損なうといったことも見受けられます。

【課題】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等については、豊かな水辺環境の保全に配慮した整備を続けることが重要です。
- 水辺環境の保全・再生・創出は地元住民や事業者の自主的な参加と協力が必要です。

【目指すべき環境の姿】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等において多様な親水空間が数多く整備され、人々の憩いとくつろぎの場として活用されています。

【取組の方向性】

- 生態系や親水に配慮した水辺空間の確保・創出
 - ・ 生物の生息・生育環境及び河川景観を保全するため、多自然川づくりを推進します。
 - ・ 住民が身近に親しめる憩いの場としての水辺づくりを進めます。
 - ・ 環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。
 - ・ 親水性の高い護岸工、遊歩道等の環境整備や海岸環境整備を進めます。
 - ・ 生き物調査やワークショップ等県民参加による水辺環境整備等を進めます。
- 水辺環境の美化・愛護
 - ・ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、河川、港湾等における愛護活動への支援を行います。
 - ・ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
63	多自然川づくり	20箇所 (平成30年度)	河川が本来有する景観及び生物の生息・生育などに配慮した川づくり



2 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

【現状】

- 県内の大気汚染に関する調査は、23局の環境大気測定局と4局の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っており、概ね良好な環境を保っています。
 - ・ 連続監視している物質では、光化学オキシダント以外の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5は環境基準を達成
 - ・ ジクロロメタンやベンゼンなどの有害大気汚染物質も環境基準を達成
- 光化学オキシダントは、全国同様、環境基準を達成していない状況です。なお、平成19年度以降、注意報等の発令には至っていません。
- アスベストは、昭和47年頃に最も大量に使われ、令和10（2028）年頃をピークに、解体等工事が全国的に増加すると予測されています。
- 日常生活との関わりが深い騒音・振動・悪臭（いわゆる感覚公害）の状況としては、近年、苦情件数は横ばい傾向にあり、全体の約3割を占めています。
 - * 苦情件数（H30） 騒音 69件、振動 4件、悪臭 46件（全体 441件）
- 自動車交通騒音については、概ね環境基準を達成しています。
- 新幹線鉄道騒音については、一部区間で環境基準を達成していません。
- 小松空港の航空機騒音測定は国と県、市町の3者で実施しており、近年の測定結果は、概ね横ばいとなっています。
- 土壌汚染については、平成30年度末現在で、法に基づく要措置区域を2件、形質変更時要届出区域を6件指定しています。
- 法に基づく化学物質の排出量・移動量の把握、公表が行われ、事業者による化学物質の適正管理が図られています。
 - * 化学物質の排出量・移動量（H29） 447事業場 5,997トン
- ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

【課題】

- 大気環境については、引き続き、良好な状態を維持していくため、常時監視による状況の把握等を行うことが必要です。
- アスベスト対策については、解体工事発注者等に対して、関係機関と連携して指導していく必要があります。
- 日常生活との関わりが深い騒音・振動・悪臭については、引き続き、市町と連携して対処する必要があります。
- 自動車交通騒音の環境基準を達成していない一部区間では、基準の達成に努める対策が講じられる必要があります。
- 新幹線鉄道騒音では、引き続き、環境基準の達成状況を把握していく必要があります。

- 航空機騒音では、引き続き、国や関係市町と共同測定していく必要があります。
- 土壌環境の保全に向けて、引き続き、土壌汚染による健康影響の未然防止と土地改変時の適正処理を推進していく必要があります。
- 事業者による自主的な化学物質の適正管理について、引き続き、指導していく必要があります。
- 暮らしと密接な化学肥料や農薬について、自主的な管理や適正な使用について、引き続き、指導していく必要があります。

【 目指すべき環境の姿 】

- 関係法令等に基づく適切な措置により、地域の大气・土壌などの生活環境が良好に保たれています。

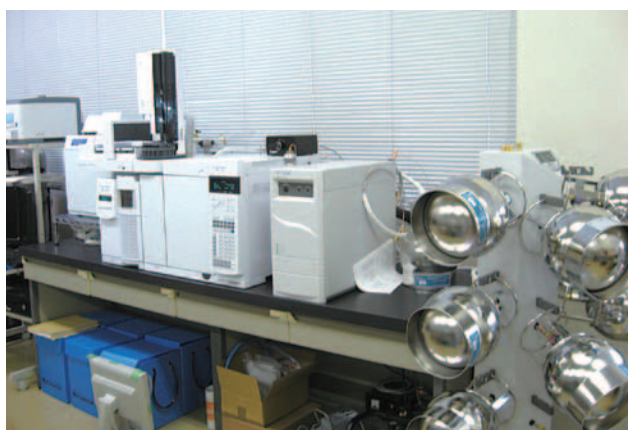
【 取組の方向性 】

- 大気環境の状況の把握等
 - ・ 大気環境を常時監視するとともに、必要に応じて、光化学オキシダントの注意報などを発令します。
 - ・ 大気汚染物質の排出基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。
 - ・ アスベストの大气中への排出・飛散防止対策について、関係機関と連携して、解体工事発注者等への指導を実施します。
- 騒音・振動・悪臭の防止
 - ・ 騒音・振動・悪臭の環境保全について、市町との情報交換や協力・連携を行います。
 - ・ 自動車交通騒音・振動について、道路網の整備や環境施設帯の配置、道路緑化などを実施するとともに、各種交通規制等による交通渋滞緩和対策を実施します。
 - ・ 新幹線鉄道騒音について、必要に応じて、施設管理者等に対して騒音対策を求めます。
 - ・ 航空機騒音については、国に対して小松基地周辺の騒音対策を求めます。
- 土壌汚染の防止
 - ・ 土壌汚染指定区域が発生した場合は、土地所有者等に対し、汚染除去等の適正な措置を指導します。
- 化学物質の自主的な管理の促進
 - ・ 化学物質の排出量、移動量及び取扱量を把握し、その結果を公表します。
 - ・ 化学物質の徹底管理についての指導を行います。
 - ・ 新規化学物質の検査体制を強化します。
 - ・ ダイオキシン類環境調査を実施するとともに、排出施設を指導し、ダイオキシン類の排出抑制を推進します。
 - ・ 農薬の安全かつ適正な使用及び保存・管理を徹底し、農薬危害を未然防止します。



【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
64	大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダントを除く項目)	全ての測定局で環境基準を達成した。 (平成 30 年度)	全ての測定局で 環境基準を達成
65	光化学オキシダントに係る 注意報の発令	0 回 (平成 30 年度)	速やかな発令



揮発性有機化合物測定システム



環境大気測定車

3 環境美化、修景、景観形成

【現状】

- 近年、地域住民と事業者、市町が中心となった環境美化活動や、地域の公共空間に花や緑を増やすといった修景の取組が盛んに行われています。

*いしかわ我がまちアドプト制度による環境美化活動団体への支援

計89団体（道路60団体、河川27団体、港湾2団体）

*河川愛護団体（389団体）により県管理113河川・延長約613kmにわたり
草刈りや清掃を実施

*1人当たりの都市公園面積（H29末）14.71m²

- 令和元年度に行ったアンケート調査では、「生活環境の清潔さ」、「緑の豊かさ」の満足度が、過去の調査結果よりも高くなっています。また、「景観の美しさ」についても高い結果となっています。一方で、「環境美化」への関心度は、過去の調査結果より低くなっています。また、清掃活動や緑化の実行度についても、過去の調査結果より低くなっており、環境美化等の関心を高めることが今後の課題となっています。

また、日常生活の中で感じる環境問題については、ポイ捨てや商品の過剰包装によるごみの多さについて、過去の調査結果よりも少なくなっているものの、依然多いと感じる人が多い状況です。

*令和元年度 環境に関する意識・行動についてのアンケート調査
（県内 590 人を対象、回収率 84.6%）

①自分のまちの環境満足度

「生活環境の清潔さ」	92.8%	（H16 調査：82.7%）
「緑の豊かさ」	91.2%	（H16 調査：84.9%）
「景観の美しさ」	90.0%	（H16 調査： - ）

②関心のある環境問題

「環境美化」	19.8%	（H16 調査：31.5%）
「不法投棄」	27.9%	（H16 調査：51.9%）
「修景・景観形成」	10.2%	（H16 調査： - ）

③環境を守る行動の実行度

「清掃活動への参加」	48.5%	（H16 調査：56.7%）
「緑化等への参加」	22.6%	（H16 調査：23.4%）

④日常生活の中で感じていること

「ポイ捨てが多い」	86.2%	（H16 調査：94.5%）
「ごみの多さ（過剰包装）」	90.0%	（H16 調査：94.1%）



【課題】

- 県民、事業者、NPO等が協働して、環境美化に努めることが必要です。
- 緑や花の植栽に配慮した修景に努めるなど、緑と花があふれるうるおい豊かな生活環境の形成を進めていくことが必要です。
- 歴史・文化や自然資源など、地域の特性を活かした公園整備や景観を創出するなど、美しい石川の景観づくりを進めていくことが必要です。

【目指すべき環境の姿】

- 多様な主体の協働のもとで、環境美化や修景、景観づくりが進められ、地域の個性やうるおいのある生活環境が維持されています。

【取組の方向性】

- 環境美化に関する啓発や取組への支援
 - ・ 空き缶、廃プラスチック、吸い殻等の散乱の防止、環境美化に関する啓発を行います。
 - ・ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川、港湾における愛護活動への支援を行います。
 - ・ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。
 - ・ 緑化意識向上のための普及啓発、緑化に意欲のある団体や個人への活動支援を行います。
- 生活空間の緑化、利活用、修景の推進
 - ・ 県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めるとともに、イベント開催などによりその利活用を図ります。
 - ・ ドライバーや歩行者に快適に道路を利用してもらうため、適切な街路樹の維持管理を行います。
 - ・ 緑の基本計画の未策定市町への早期の策定や策定済みの市町への見直しの働きかけを継続して行います。
- 地域の良い景観の保全と創出
 - ・ 官民協働により、まちづくりと一体となった街路整備を推進します。
 - ・ 地元のまちづくり協議会等との協働により、地域固有の文化、商業、観光資源を活かしながら、沿道の街なみと一体となった道路整備を進めます。
 - ・ 地域住民と協力して、緑地整備や住宅等の修景整備を行います。
 - ・ 石川の魅力ある里山里海の景観や伝統的な街なみ、田園風景など、多彩な景観資源の保全・創出を推進します。
 - ・ 伝統的建造物群や文化的景観などの歴史的文化遺産の適切な保存、活用を進めます。

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
66 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	75,335 人 (平成 30 年度)	10万人
67 再掲	緑の基本計画策定市町数	12 市町 (令和 3 年度末)	17市町 (緑の基本計画策定対象となる全市町)



クリーンビーチいしかわ



4 開発行為に係る環境配慮

【現状】

- 発電所の建設をはじめとする一定規模以上の開発事業については、環境影響評価法やふるさと環境条例に基づき、事業実施に伴う環境への影響を調査・予測・評価することが義務づけられています。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、大規模な風力発電所及び太陽光発電所が環境影響評価法の対象事業に追加されています。
- 環境影響評価の対象外の事業であっても、ふるさと環境条例において環境配慮を求めています。
- 県自らにおいても、県が行う全ての事務事業において環境配慮を進めるとともに、公共工事等については、部局ごとに、環境配慮指針に沿ったマニュアルを作成し、環境への配慮に努めています。

【課題】

- 関係法令等に基づく環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響を最小限とする必要があります。
- 県が行う公共工事についても、環境への配慮に努める必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響が最小限となっています。

【取組の方向性】

- 開発事業に係る環境配慮
 - ・ 環境影響評価制度の適正な運用により、環境保全を図ります。
- 公共事業等における環境配慮の推進
 - ・ 県が実施する公共事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、環境配慮指針により、環境への配慮を行います。
 - ・ 公共工事において、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
 - ・ 石川県エコ・リサイクル認定製品について、県発注工事での優先的な使用に努めます。